

タクシー緊急通信システム運用要領の制定について  
(平成元年例規(刑・通指)第14号警察本部長)

この例規は、自動車の持つ機動性、密室性といった特性を逃走、証拠隠滅の手段として利用する、いわゆる「自動車利用犯罪」の広域化、スピード化に対応するため「タクシー緊急通信システム」を構築し、捜査情報を早期かつ積極的に入手するための体制などを定めたものである。